

総合評価落札者決定基準

(令和6年4月1日以降公告・通知適用 改正箇所朱書)

1 総合評価基準

落札者は、価格及び技術提案資料の内容を総合的に評価することにより行う。

2 審査基準

技術提案資料に記載された技術的能力等の条件について、設計図書で定めるところにより、それぞれ加算点を求める。なお、加算点を求める際の評価項目、基準、及び換算点は、次の表のとおりとする。

評価項目		評価基準	配点	換算点
企業の技術力	過去8年間の同種工事の施工実績	同種工事の施工実績がある	2	4
		施工実績がない	0	
	過去5年間の工事成績評点の平均点	80点以上	2	
		75点以上 80点未満	1.5	
		70点以上 75点未満	1	
		65点以上 70点未満	0.5	
		65点未満又は実績なし	0	
	ISO認証の取得状況	ISO9001 及び ISO14001 を取得	1	
		ISO9001 又は ISO14001 を取得	0.5	
どちらも取得していない		0		
配置予定技術者力	主任（監理）技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士又は技術士と同等の資格	2	4
		2級土木施工管理技士と同等の資格	1	
		上記以外	0	
	過去8年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	県・市町発注工事で経験あり	2	
		その他の公共発注機関で経験あり	1	
		同種工事の施工経験なし	0	
地域精通度	営業拠点の所在地	周防大島町内に本店あり	3	2
		周防大島町内に支店、営業所あり	1	
		周防大島町内に本店、支店、営業所なし	0	
合計				10

別紙

3 加算点の算出

技術審査資料の審査結果をもとに、入札参加者の加算点を算出する。

加算点は次の式により、評価項目ごとに、当該評価項目の得点合計を当該評価項目の配点合計で除して得た数に当該評価項目の換算値を乗じて得た数の総和により求める。

$$\text{加算点} = \Sigma \left(\frac{\text{評価項目ごとの得点合計}}{\text{評価項目ごとの配点合計 (満点)}} \times \text{項目ごとの換算値} \right)$$

4 技術評価点及び評価値の算出

標準点（100点）に、3で算出した加算点及び履行確実点を加えた和を入札参加者の技術評価点とする。

$$\text{技術評価点} = \text{標準点 (100点)} + \text{加算点 (0点～10点)} + \text{履行確実点 (0点又は5点)}$$

履行確実点は、入札書記載価格が調査基準価格以上の場合に5点、調査基準価格未満の場合は0点とする。

5 評価値の算出

入札参加者の評価値は、次式により算出する。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札書記載価格}$$

評価値を算出するための入札書記載価格は、入札時の入札書記載価格とするが、その入札書記載価格が調査基準価格未満の場合は、調査基準価格として評価値を算出する。

6 落札者の決定方法

(1) 落札者を決定しようとするときは、指名審査会に諮り、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 低入札価格調査において、不落札とならないこと。

(2) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。